

最高裁秘書第2884号

令和7年9月5日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の一部不開示の判断は、
下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁判所事務総局があさひ法律事務所（東京都千代田区丸の内2-1-1
丸の内マイプラザ13階）との間で、72期の高橋真歩裁判官（令和5年4月
1日に弁護士職務経験を開始し、令和6年7月1日に東京地裁判事補となった）
の弁護士職務経験の開始及び終了に関して授受した文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年12月27日付け（令和7年1月6日受付）

2 答申番号

令和7年度（最情）答申第26号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）